

高濃度P C B廃棄物の 処分状況について

- PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、変圧器・コンデンサー・蛍光灯安定器などの電気機器等に広く使用されておりましたが、人体への影響から昭和47年に製造が中止されました。
- その後、長らく処分されてきませんでしたでしたが、平成13年に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)」に基づき、国が処分を推進してきました。



変圧器



コンデンサー



蛍光灯安定器

- PCB廃棄物は、濃度により「高濃度」と「低濃度」に分類されています。
- 高濃度PCB廃棄物については、国が整備した国内唯一の処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)で処分することとなっていましたが、昨年度末をもってJESCOでの処理事業は終了しました。このため、これまでの本市における処分状況等について報告します。
- 低濃度PCB廃棄物については、民間の処理施設で処分することとなっており、今年度末が処分期限となっています。



JESCO(東京PCB廃棄物処理施設)

2 高濃度PCB廃棄物の処分に向けたこれまでの取組

調査

- 国が示した方法で、アンケート調査や立入検査により保管状況を把握。

届出指導

- PCB廃棄物を保管している事業者は、PCB特措法に基づき、本市に届出が必要。
- 調査により把握した保管事業者に対して、届出を指導。

処分に向けた指導

- 国や処分先であるJESCOと連携を図りながら、処分に必要な手続の実施を指導。
- 指導に従わない事業者に対して、改善命令を発出。命令に従わない場合には、行政代執行により処分。

3 高濃度PCB廃棄物の処分状況

令和7年度末までに処分された市内の高濃度PCB廃棄物の台数

	処分先	処分台数
変圧器・コンデンサー等	JESCO東京	約95,000台
蛍光灯安定器等	JESCO北海道	約170,000台

- 把握していた高濃度PCB廃棄物については、**計画的に処分が完了**しました。

- 国が整備した国内唯一の処理施設であるJESCOによる処理事業は終了しましたが、全国的にこれまで把握されていなかった高濃度PCB廃棄物が発見される事例が生じています。
- こうした状況を踏まえ、今国会で、新たに発見された高濃度PCB廃棄物を確実に処分するため、PCB特措法の改正が行われ、令和9年4月1日から施行される予定です。

<改正案>

改正の項目	改正前	改正後
処分期限	令和7年度末	発見後5年以内
処分先	JESCO	民間の処理施設

- 新たに高濃度PCB廃棄物を発見した事業者に対しては、PCB特措法が改正され、施行されるまでの間、適正な保管が行われるよう指導するとともに、施行後については、発見後5年以内に処分するよう指導を徹底します。